

1. 議事日程（令和4年第3回北広島町議会定例会）

令和4年9月6日  
午前10時開会  
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第5号	令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第5	報告第6号	放棄した債権の報告について
日程第6	議案第53号	令和3年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	議案第54号	令和3年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8	議案第55号	令和3年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9	議案第56号	令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	議案第57号	令和3年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	議案第58号	令和3年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	議案第59号	令和3年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	議案第60号	令和3年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	議案第61号	令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	議案第62号	令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	議案第63号	令和3年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第17	発議第7号	決算審査特別委員会の設置について
日程第18	議案第64号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第19	議案第65号	北広島町大朝グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第20	議案第66号	北広島町宿泊研修施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第21	議案第67号	北広島町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第22	議案第68号	北広島町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例
日程第23	議案第69号	北広島町児童遊園設置及び管理条例を廃止する条例
日程第24	議案第70号	広島県水道広域連合企業団の設立について

日程第25	議案第71号	令和4年度北広島町一般会計補正予算（第5号）
日程第26	議案第72号	令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第27	議案第73号	令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第28	議案第74号	令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第29	議案第75号	令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第30	議案第76号	令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）
日程第31	議案第77号	令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第32	議案第78号	令和4年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第33	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	6番 山形しのぶ
7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文	10番 服部泰征
11番 宮本裕之	12番 湊俊文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

9番 伊藤淳

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 池田庄策
芸北支所長 楨原ナギサ	大朝支所長 沼田真路	豊平支所長 細川敏樹
危機管理課長 野上正宏	総務課長 川手秀則	財政政策課長 国吉孝治
管財課長 高下雅史	まちづくり推進課長 矢部芳彦	税務課長 植田優香
町民課長 大畑紹子	福祉課長 芥川智成	保健課長 迫井一深
農林課長 宮地弥樹	商工観光課長 中川克也	建設課長 竹下秀樹
上下水道課長 寺川浩郎	消防長 日田靖成	学校教育課長 植田伸二
生涯学習課長 小椿治之	会計管理者 細居治	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江      議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。連日新型コロナウイルス感染者が出ている状況にあります。感染された方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復を切に願うものであります。これからも町民一丸となって感染予防対策を講じてまいりましょう。さて、さきの議会運営委員会において、省エネ・節電対策の取組の一環として、服装をクールビズに努めることとしました。暑い方は、上着を脱いでいただいても結構です。併せて、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、議場内においてもマスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。提案説明や質疑、答弁を行う際もマスクをしたまま、はっきりと発言するよう努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、佐々木議員、6番、山形議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定について議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日9月6日から26日までの21日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの21日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（湊俊文） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は配付しておりますとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。以上で、議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） おはようございます。行政報告をさせていただきます。資料のほうの2ページをお願いします。危機管理課の関係です。地域防災力の強化ということで、防災会議、防災講習等記載のとおり開催をしております。それから防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築事業ということで、今朝の新聞にも出ておりましたが、昨日、防災拠点設置及び災害時相互支援体制構築事業配備式ということで、氏神工業団地の一番上のところにありますけども、防災拠点倉庫を設置をしておりますし、そこへ重機等も配備をしてということで、セレモニーをさせていただきました。B&G財団からの援助をいただいております。3ページをお願いします。消防団の関係であります。水防工法訓練、実践工法訓練ということで、6月に大佐スキー場のほうで、団員129名が集まって訓練を実施していただきました。財政政策課の関係です。4ページをお願いします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、記載のとおり、今実施をさせていただいております。それから、来年の広島サミット県民会議ということでありますが、広島サミット県民会議というのを7月に設立をさせていただいて、これから来年に向けて県全体で盛り上げていこうということで進めているところであります。5ページをお願いします。企業版ふるさと納税の関係であります。8月20日現在で、今年度5件、480万円のご寄附をいただいております。それから包括連携協定でありますけども、今回8月に三井住友海上あいおい生命保険株式会社と連携協定を結ばせていただきました。内容としては、町民の健康づくり、健康寿命の延伸、また町内企業の健康経営の普及等に関することを進めていくということであります。それから、まちづくり推進課の関係です。8ページをお願いします。地域づくりセンター事業として、スマホ教室5回開催をさせていただいております。9ページをお願いします。大朝海洋センター運営事業、大朝B&G海洋センターリニューアルオープンを6月にさせていただきました。プールのリニューアルでありますけども、この夏は、リニューアル後ということで使っていただいております。それから一般社団法人北広島町まちづくり会社はなえーる、5月に設立をして、今ふるさと納税の関係を中心に事業者訪問をしながらヒアリングをしたり、新規商品開発依頼をしたりしているところであります。またブランディング戦略ということで、ワーキング会議を商工会、観光協会等とも一緒に会議を開催をして、協議をしているところであります。12ページ、福祉課の関係であります。命の授業ということで、命の大切さや性の正しい知識、結婚、妊娠、子育て等をテーマとした命の授業を7月に大朝中学校、豊平中学校でそれぞれ開催をさせていただいております。14ページ、保健課の関係であります。元気づくり推進事業ということで、元気リーダーコース、町内61会場で、今年度延べ参加人数が6525人ということで、7月末まででありますけども、頑張ってくださいとお願いしております。それから介護予防普及啓発事業、サロン等の出前講座、認知症総合支援事業、認知症カフェ等再開をかなり進めてきていただいております。農林課の関係、17ページであります。令和4年度の主食用水稲の作付計画であります。生産の目安1946haに対して作付をされるのが1879.5haということで、作付率は96.6%ということになっております。それから水田活用の直接支払交付金に係る作付計画面積でありますけども、加工用米WCS、米粉用米、飼料用米、合わせて268.7haということで、昨年比べて45

h a 増えているというところでもあります。また、その他の基幹作物、小麦、大豆、そば、飼料作物の合計で251.3ha、昨年から比べますと、11ha 増えているというような状況であります。それから18ページ、鳥獣被害対策専門員の導入ということで書かせていただいております。8月から1名、この鳥獣対策の専任者ということで設置をさせていただいております。県とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。商工観光課の関係、19ページであります。観光振興対策事業ということで、神楽の振興でありますけども、道の駅舞Road IC千代田神楽の日ということで、6月から8月まで書かせていただいております。徐々に再開に向けて軌道に乗ってきつつあると思っております。また6月には千代田地域の千代田神楽共演大会も開催をさせていただいたところでもあります。それから北広島観光プロモーション事業として、20ページであります。安佐動物公園のほうで、ナイトサファリが8月に行われましたが、その来場者を対象に観光PRをさせていただいたところでもあります。それから広域観光連携事業として、Fun Rideひろしま inやまがたサイクルランド2022ということで、8月に北広島町と安芸太田町合同で、2年間はお休みがあったんですけども、3年ぶりに再開をさせていただきました。91名の参加者がありました。有名サイクリストと交通ルールを遵守しながら、両町合わせて6か所のエイドステーション、休憩所を經由して、楽しくサイクリングを行ったというところでもあります。21ページ、建設課の関係です。地域施工支援事業、昨年の災害対応で、合わせて202件採択をさせていただいております。22ページには、令和3年災害復旧事業として書かせていただいております。全体の件数は225件あるわけですが、そのうち119件が契約済みになっております。率にしたら53%ということで、まだまだこれからということではありますが、件数が多いので、すぐに終了ということにはなりませんけども、しっかり災害復旧を進めてまいりたいと思っております。その下、流域治水のプロジェクトということで書かせていただいております。先般の7月25日に江の川上流域、三次、安芸高田市、北広島町、広島市も一部ありますけども、特定都市河川に指定されました。これからいよいよ協議を始めていくということになります。上下水道の関係であります。23ページお願いします。水道事業であります。水道事業の広域連携、これについて第4回の広島県水道企業団設立準備協議会が7月に開催されました。本議会でも提出しておるわけですが、企業団設立を11月、それから来年度からの事業のスタート目指して進めておるところであります。よろしく願いをいたします。私からの報告は以上であります。教育委員会関係は、教育長より報告をさせていただきます。

○議長（湊俊文） 池田教育長。

○教育長（池田庄策） 教育委員会から教育行政に関わって報告を申し上げます。24ページをお開きください。まず、学校教育課でございますが、8月22日、北広島町初任者研修会を開催をさせていただきました。下にまいります。大朝地域公立小学校将来のあり方の説明会を開催をしております。大朝中学校は7月15日、新庄小学校は7月21日、大朝小学校は7月22日、大朝こども園は8月30日に開催をさせていただきました。25ページをお願いいたします。安心・安全な学校施設でございますが、豊平中学校多目的室女子トイレ等改修工事、3年度の繰越しでございますが、期間が令和4年3月6日から令和4年8月31日でございます。八重小学校校舎・体育館屋根外壁等改修工事につきましては、6月9日から令和5年3月31日でございます。次に、芸北小学校校舎・体育館防水改修工事設計業務でございますが、期間は4月28日から令和4年9月30日まででございます。次に、北広島町学校給食センター新

築工事設計業務でございますが、期間は、7月29日から令和5年3月31日まででございます。その下でございますが、北広島町学校給食センター進入路設計業務でございますが、令和4年8月25日から令和5年3月31日まででございます。次に、26ページ、生涯学習課関連でございますが、ふるさと夢プロジェクト事業の町内民泊が開催することができております。対象は、豊平、八重東小学校が6月14日から16日、新庄、大朝小学校が7月12日から7月14日、芸北小学校が7月20日から22日でございます。次のページをお願いいたします。27ページでございますが、文化財保護事業及び自然館事業は、これもコロナ感染対策をしながら、たくさんの行事を開催することができております。教育委員会からは以上でございます。

○議長（湊俊文） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。これをもって諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第5号 令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について

- 議長（湊俊文） 日程第4、報告第5号、令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案集の1ページをお願いします。報告第5号、令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（国吉孝治） 報告第5号、令和3年度決算における健全化判断比率、資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政政策課から報告いたします。なお、同法律に基づきまして監査委員の審査を受けました結果は、別途配付させていただいております審査報告書のとおりでございますので、併せてご覧ください。まず、健全化判断基準項目及び本町における早期健全化基準についてご説明いたします。実質赤字比率は、普通会計の赤字比率を示すもので、本町においては13.35%、連結実質赤字比率は、全会計の赤字比率を示すもので、本町におきましては18.35%、実質公債費比率は一部事務組合を含めた公債費に係る一般会計負担額を示すもので、これは本町に限らずなんです、25%、将来負担比率は第3セクターを含めた負債額を示すもので、こちらも本町に限るものではありません、350%であり、この4項目のうち1項目でも基準以上である場合、早期健全化団体として財政健全化計画を策定し、実質的な改善努力により財政健全化を図ることが求められております。また、将来負担比率を除く別に設定された財政再生基準の3項目、実質赤字比率20%、連結実質赤字比率30%、実質公債費比率35%、このうち1項目でも基準以上である場合、財政再生団体として財政再生計画を策定し、国などの関与により確実な再生を図らなければなりません。本町の数値を申しますと、実質赤字比率は一般会計、情報基盤整備事業特別会計を合わせた普通会計において、実質収支が黒字であったことから該当しておりません。連結実質赤字比率につきましても、普通会計に特別会計及び公営企業会計であります水道事業会計の全会計を連結した実質収支が黒字であったため、

該当しておりません。実質公債費比率につきましては13.7%で、基準であります25%未満であることから、その基準には達しておりません。昨年度よりも0.7ポイント改善しております。町の全会計に一部事務組合及び第三セクターを含めた全負債額の比率である将来負担比率は57.3%で、基準であります350%には満たしておりませんで、これも基準内であります。前年度からは12.5ポイント改善しております。次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計など4会計、水道事業と電気事業、農業集落排水事業、下水道事業がこれに該当しますが、この決算においても資金不足はありませんでした。以上、本町は早期健全化基準を下回っており、資金不足比率も不足額を生じていないこと、いわゆる健全な財政状況であることをご報告いたしますが、財政状況自体は厳しい状況であることから、今後とも計画的な財政運営に努めてまいります。また、この結果につきましては、広報紙やホームページ等で公表いたします。以上で、財政政策課からの報告を終わります。

- 議長（湊俊文） これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第5号、令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 報告第6号 放棄した債権の報告について

- 議長（湊俊文） 日程第5、報告第6号、放棄した債権の報告について、報告を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは報告第6号につきまして概要を説明します。議案集の2ページをお願いいたします。報告第6号、放棄した債権の報告について。北広島町債権管理条例第15条第1項の規定により、町の非強制徴収債権を放棄したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては担当から説明します。
- 議長（湊俊文） 税務課長。
- 税務課長（植田優香） 報告第6号、放棄した債権の報告についてにつきまして、税務課からご報告いたします。令和3年度中に北広島町債権管理条例に基づき放棄しました非強制徴収債権は、水道料金、農業集落排水使用料、きたひろネット利用料の3つの債権です。内訳は、議案集の3ページをご覧ください。水道料金6件、農業集落排水使用料1件、きたひろネット利用料2件で、調定年度は、いずれも平成28年度で、それぞれの債権額は記載のとおりであり、合計9件で、9万5783円です。放棄した債権は、いずれも消滅時効期間が満了しており、時効完成までに回収できなかった理由ですが、調査した結果、本人が所在不明で納付折衝ができない。また、差し押さえることができる収入や財産もない等で、回収の見込みがない債権でございます。このたびの債権放棄についてご理解をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。なお、令和3年度の町全体の未収債権等状況一覧を決算審査特別委員会資料として配付しておりますので、ご参考にしてください。以上でございます。
- 議長（湊俊文） これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。毎年議案によって、9月に債権の関係の不納欠損が出るわけでありましたが、時効というのがありますから、5年の時効で、平成28年度の方

がこのたび出てきたという状況は分かります。理由も、所在不明である、あるいは差押えする財産がないということでもあります。この5年間のうちにどういう取組をされたのか、5年が来るのをただ待っていたということではないというふうに思いますが、そのあたりの取組が、それぞれの課によっても違うのかもしれませんが、トータル的なことと、それから特に農業集落排水については1件であります。金額が3万6432円と少し金額的に多いというふうに思いますので、何か月分でこうなってきたのかということも詳しくお伝えをしていただきたいと思えます。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） まず、水道料金の回収の取組でございますけど、今回、放棄した債権の中で、所在不明の方につきましては4件でございます。既に北広島町から町外のほうに出られておまして、なかなかその追跡が追うことができないということで、このたび時効を迎えたということでございます。それから残りの2件につきましては、生活実態の不明が1件で、生活保護等を申請されておまして、返済の見込みのない方が1件でございます。それから先ほどの農業集落排水の使用料の1名でございますけど、合計で7か月分の処分でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） きたひろネット利用料について総務課からお答えします。2件債権放棄をさせていただくわけですが、上段のものが、先ほども上下水道課からあったように、町外に転出されておまして、所在不明となっております。それから下段のものが生活保護受給者ということで、資力がなく返済の見込みがないということで放棄させていただきました。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 先ほどお聞きしまして、特に農業集落排水の月数が7か月ということで、7か月の間、何らかの措置はされていると思えますが、余りにも長い月、知らんうちにおらんようになったというふうなことでもないんでしょうから、そのつながりの取り方がどうなのかということと、それから特に今は農業集落排水を言いましたから、農業集落排水は使用を止めるというような措置は多分ないと思えますが、上段の水道料金についても、月数がかかなり長いのが仮にあるとすれば、水道は停止をすることができるわけでありますから、そういう取組のこともされて、結果がこれだろうと思えますが、そこのところもう少し詳しくお伝えいただきたいと思えます。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 水道料金の徴収の取組でございますけど、今、議員が申されましたとおり、給水停止ということも含めて収納に努めておるところでございますけど、今回、放棄をさせていただいた件数の中で、一番月数の多いのは12月でございます。過去の経緯については、手元に今全て資料を持っておりませんが、町外に既に転出されておられるということで、給水停止ができないとか、しても回収できないという状況で、現在はもう所在不明ということで追跡ができず、このたび放棄をさせていただいたということでございます。それから農業集落排水1件、7か月でございますけど、こちらの方も収納については再三にわたり取組はしておったところでございますけど、先ほどの水道料金の中にもありましたが、生活保護の受給をされているということで、返済の見込みがなくなったということでございます。

- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。2番、伊藤立真議員。
- 2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。今、るる説明をいただいておりますけども、ちょっと確認なんですけど、この債権の放棄の関係で、時効の援用が1項の1号にあると思いますけど、これに該当している、援用があったものがあったかどうか、お聞かせください。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（川手秀則） きたひろネット利用料についてはございません。
- 議長（湊俊文） 上下水道課長。
- 上下水道課長（寺川浩郎） 水道料金、それから農業集落排水使用料につきましてもありません。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第6号、放棄した債権の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 6 議案第53号 令和3年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから
- 日程第16 議案第63号 令和3年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 議長（湊俊文） 日程第6、議案第53号、令和3年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、議案第63号、令和3年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの決算認定関係11議案を一括議題とします。以上、11議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案集の4ページから14ページまでをお願いします。議案第53号、令和3年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第63号、令和3年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまで、11会計の決算認定議案について説明します。議案第53号から議案第62号までは、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものです。議案第63号は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるとともに地方公営企業法第30条第4項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。よろしくをお願いします。
- 議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。次に、令和3年度北広島町一般会計、特別会計及び事業会計の決算審査11件について、山根代表監査委員から審査結果並びに監査意見の報告を受けます。山根代表監査委員。
- 代表監査委員（山根千昭） 代表監査委員の山根でございます。令和3年度北広島町決算審査報告を行います。さきに町長より依頼がありました令和3年度北広島町各会計の歳入歳出決算審査につきましては、去る7月26日から8月3日までの間で実質6日間、森脇監査委員とともに審査を行いました。審査結果につきましては、お手元にお配りしております北広島町決算審査意見書のとおりであります。審査の手續と結果につきましては、町長より提出された各会計決算書並びに財産に関する調書に関して、関係法令に適合して調製されているか否かについて、その関係帳簿等を照合し、併せてその予算執行状況について、関係各課より説明をいただき、審査を行いました。審査の結果でございますけど、令和3年度北広島町各会計歳入歳出決算11件につきましては、関連法令に準拠し調製されており、いずれも誤りのないものと認められ

ました。意見書の2ページから8ページまでは、決算状況に係る意見書を掲げております。9ページ以降は、一般会計の歳入歳出の予算執行状況、19ページ以降は、特別会計、事業会計の予算執行状況について掲載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。また令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告書につきましても併せて提出しておりますので、申し添えておきます。以上もちまして、監査委員の令和3年度北広島町決算審査報告とさせていただきます。令和4年9月6日、北広島町代表監査委員山根千昭。

- 議長（湊俊文） これをもって山根代表監査委員の報告を終わります。山根代表監査委員、森脇監査委員には夏の大変暑い時期に長期にわたり審査をしていただき、大変お疲れさまでございました。決算認定関係11議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 発議第7号 決算審査特別委員会の設置について

- 議長（湊俊文） 日程第17、発議第7号、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。先ほど町長より提案のありました令和3年度北広島町決算認定関係11議案については、さきの議会運営委員会で協議が行われ、決算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されました。したがって、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、令和3年度北広島町決算認定関係11議案については、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。なお、決算審査特別委員会委員長に5番、佐々木議員、副委員長に6番、山形議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会委員長に5番、佐々木議員、副委員長に6番、山形議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第64号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から

#### 日程第23 議案第69号 北広島町児童遊園設置及び管理条例を廃止する条例

- 議長（湊俊文） 日程第18、議案第64号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第23、議案第69号、北広島町児童遊園設置及び管理条例を廃止する条例までの6議案を一括議題とします。以上、6議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

- 町長（箕野博司） 議案集15ページをお願いします。議案第64号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の20ページをお願いします。議案第65号、北広島町大朝グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、大朝グラウンドを人工芝生化を行うに当たり、管理位置の追加、使用料などの変更に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案

するものです。議案集の23ページをお願いします。議案第66号、北広島町宿泊研修施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、浴室利用料金の値上げに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集25ページをお願いします。議案第67号、北広島町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、貸出オフィスの使用料設定に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集29ページをお願いします。議案第68号、北広島町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町営住宅等長寿命化計画に基づき、一部住宅を老朽化により用途廃止し、除去することに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集31ページをお願いします。議案第69号、北広島町児童遊園設置及び管理条例を廃止する条例について説明します。本案は、新庄児童遊園及び大朝児童遊園の廃止に伴い、条例廃止について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議案第64号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務課からご説明申し上げます。議案集15ページをお願いします。本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正公布されたことに伴うものです。改正法は、働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進めるため、人事院の意見の申し出等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援に係る規定の改正を行うものです。本条例の主な改正内容は、職員が同一の子について育児休業を取得することができる回数、現行1回を2回まで取得可能とする。また、これとは別に産後パパ育休として従来の育児休業とは別に父親が子の誕生日から8週間以内に育児休業を2回まで取得できる制度が創設されたものです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 議案第65号、北広島町大朝グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例について、まちづくり推進課からご説明いたします。議案書の20ページをお願いします。新旧対照表内の第2条、位置の規定について、管理位置、801番地の5を新たに追加するものです。これは公認のサッカーコート2面を整備するに当たり、不足する土地274㎡分を確保したための措置でございます。続いて第10条第2項、使用料の規定について、管理の都合上、使用者による使用料の後納を認める条文を新たに追加するものでございます。続いて21ページをお願いします。別表第10条関係の改正について、1時間当たりの1面ないし2面での使用料の上限額を町内外高校生以下、一般の別で、使用者を区分する規定に変更するものでございます。なお、それぞれの使用料は記載のとおりでございます。施行日は、令和4年10月1日となっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 議案第66号、北広島町宿泊研修施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、商工観光課からご説明申し上げます。議案集23ページをお願いいたします。本条例は、宿泊研修施設アザレア千代田の浴室利用料金、入浴料でございますが、これにつきまして上限額を条例で定めております。昨今の原油価格高騰や水道料金、電気料金の値上げなどにより経営に影響を与えていることから、入浴料の値上げ見直しをするに当たり、条例中で定めている上限額を改正するものでございます。続きまして、議案第67号、北広島

町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。議案集は25ページから27ページでございます。本条例は、本年3月定例会におきましてご承認いただきました北広島町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例において、お試しオフィス部分以外の貸出スペース、旧教室4部屋などにつきまして貸し出す場合の使用料を設定し、併せてそれに伴う使用許可の取消し、使用者の費用負担、使用料の減免などの規定を定めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議案第68号、北広島町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例について、建設課からご説明申し上げます。議案集29、30ページをお願いいたします。平成30年策定の北広島町営住宅等長寿命化計画において用途廃止の判断をしております大塚団地を別表第1から削除し、用途廃止するものでございます。大塚団地は、平成30年10月に最後の入居者が転居され、現在まで募集を停止しており、全室空き家の状況です。建築年も昭和48年と古く、全体の老朽化も激しいため用途廃止をする予定でございます。用途廃止後は除却をする予定です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 議案第69号、北広島町児童遊園設置及び管理条例を廃止する条例について、福祉課よりご説明いたします。議案集31ページをお願いいたします。今回提案させていただきました廃止条例は、旧新庄保育所に隣接する新庄児童遊園及び大朝2411番地にあります大朝児童遊園の土地を児童遊園としての用途から外し、その土地の利活用を図るため廃止するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、6議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議案第70号 広島県水道広域連合企業団の設置について

○議長（湊俊文） 日程第24、議案第70号、広島県水道広域連合企業団の設置についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集33ページをお願いいたします。議案第70号、広島県水道広域連合企業団の設立について説明します。本案は、広島県水道広域連合企業団を設立するに当たり、地方自治法第284条第3項の規定により、同企業団の規約を定め、当該の地方公共団体と協議するため、同法第291条の11の規定により町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 議案第70号、広島県水道広域連合企業団の設立について、上下水道課からご説明申し上げます。議案集は33ページから36ページをお願いいたします。水道広域連合企業団の設立につきましては、広島県と竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町の14市町において、水道事業の健全な経営基盤を確立し、地方公共団体の責務として、

将来にわたり、安心・安全な水を適切な料金で安定供給できる水道システムを構築するため、ご提案しておりますとおり、同企業団の規約を制定し、令和4年11月、広島県水道広域連合企業団設立に向けて広島県及び当該の14市町と協議をするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第71号 令和4年度北広島町一般会計補正予算（第5号）から

日程第32 議案第78号 令和4年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第25、議案第71号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第5号から、日程第32、議案第78号、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算第1号までの8議案を一括議題とします。以上、8議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和4年度補正予算の概要について一括して説明します。別冊の令和4年度補正予算書をお願いします。議案第71号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第5号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6800万円を追加し、予算の総額を159億3400万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、地域医療介護総合確保事業の実施のほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施、町道除雪事業等道路維持修繕事業の実施に係る費用などを計上しております。なお、人件費につきまして、4月の人事異動などによる各会計間、予算科目間で所要の調整を行っております。繰越明許費は第2表に1事業を追加し、債務負担行為補正は、第3表に1件追加をしております。また、地方債補正は、第4表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第72号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2600万円を追加し、予算の総額を20億1600万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、基金積立金及び人事異動による職員給与費の調整などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第73号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1920万円を追加し、予算の総額を6億9020万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、電気料金の増による光熱水費、施設の機器等修繕などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第74号、令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、予算の総額を3億5770万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、電気料金の増による光熱水費、施設の機器等修繕などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第75号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6300万円を追加し、予算の総額を30億9900万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、介護給付費準備基金への積立及び国県負担金等の返還金などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第76号、令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予

算の総額は変更しませんが、歳出予算において基金積立金などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第77号、令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を1億9600万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、マイナンバーカード対応のための整備、人事異動による職員給与費の調整などを計上しております。別冊の北広島町水道事業会計補正予算書をお願いします。議案第78号、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算第1号です。本案は、資本的収入において既決の収入予定額に1000万円を追加し、収入予定額を5000万円とし、資本的支出において既決の支出予定額に1328万円を追加し、支出予定額を2億7333万3000円とするものです。また、第3条で、企業債の限度額4000万円を5000万円に改めるものでございます。今回予算補正を行う主な内容は、配水管の布設並びに送水ポンプの取替えに係る建設改良費の増額を行っております。以上、各会計の詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第71号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第5号につきまして、財政政策課から説明いたします。事前に配付しております資料の令和4年度9月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回一般会計の補正額は8億6800万円の増額補正で、補正後の予算額は159億3400万円となります。編成上のポイントとしましては、地域医療介護総合確保事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、道路維持修繕事業、町道除雪事業などの追加でございます。下段は、一般会計、特別会計の当初予算からの補正の状況を掲載しております。裏面をご覧ください。9月補正における主要施策を第2次北広島町長期総合計画改訂版の施策分野に沿って記載しております。また、表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。施策分野Ⅰ．活力ある産業の創造と成長では、選果場施設整備事業補助金ほかとして2026万6000円、地域資源保全活用事業交付金ほかとして411万1000円の追加などを、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、芸北海洋センター施設整備工事請負費4238万3000円の減額及び火葬場修繕工事請負費495万8000円の追加などを、Ⅲ．安心して元気に暮らせる地域の創出では、障害福祉サービス措置費委託料ほかとして341万4000円を、介護施設等整備費補助金5457万5000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費9095万8000円の追加などを、Ⅳ．生活基盤の強化・強靱化では、薪ストーブ補助金30万円、生活用水取水施設整備補助金1200万円、町道維持工事請負費、除雪委託料ほかとして1億9924万5000円の追加などを、Ⅴ．住民のための行財政運営では、ふるさと寄附金に係る受領書発送等委託料ほかとして4967万2000円、財政調整基金積立金2億1500万円、特定目的基金積立金1億円の追加などを計上しております。この一覧表中に※を付記しております事業につきましては、事業目的、事業概要などの説明資料を添付しております。次に、別冊の補正予算書の第2表をご覧ください。第2表繰越明許費でございます。2款総務費、1項総務管理費の1事業について、令和5年度へ繰越しをするものでございます。次に、補正予算書の第3表をご覧ください。債務負担行為でございます。指定管理料の増額に係る追加1件を計上しております。また、第4表に地方債補正を目的別に計上しております。臨時財政対策債の借入限度額の確定に伴う減額調整、一般単独事業の追加、辺地対策事業債、過疎対策事業債の減額によりまして、補正後の借入限度額を総額で10億8150万5000円とするもので、補

正前より5697万2000円の減額となります。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議案第72号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号について町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。今回の補正は、主に人事異動などに伴うものです。まず、1款1項1目一般管理費については、人件費を9万4000円増額、次に1款2項1目賦課徴収費についても人件費を151万4000円増額、5款3項1目総合保健施設事業費については、人件費を551万8000円減額するものです。次のページ、3ページ、4ページをお願いいたします。6款1項1目財政調整基金積立金については、1891万円増額するものです。次に、9款1項1目予備費については、1100万円増額するものです。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。3款1項1目保険給付費等交付金については、特別交付金を234万円減額するものです。5款1項1目一般会計繰入金については、職員給与費等繰入金を157万円減額するものです。5款2項1目財政調整基金繰入金については、1061万4000円減額するものです。6款1項1目その他繰越金については4052万4000円増額するものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 議案第73号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号について、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1、2ページをお願いします。歳出、1款1項1目一般管理費を330万円の増額、2款1項1目下水道新設費を9万5000円の増額、2款1項2目下水道管理費を1589万3000円の増額、4款1項1目予備費を8万8000円の減額、合計1920万円の増額をお願いするものでございます。一般管理費の公課費330万円の増額でございますが、これは令和4年度中に支払う消費税及び地方消費税の納付額が確定したことによるものでございます。次に、下水道新設費の職員給与費9万5000円の増額は、人事異動による補正でございます。次に、下水道管理事業の需用費1531万1000円の増額でございますが、これは各下水道施設の高騰しております電気代の見込み額と、大朝地区内のマンホールポンプ、千代田浄化センターの機械器具等の修繕を行うものでございます。職員給与費の58万2000円の増額は人事異動による補正でございます。これに調整で予備費8万8000円の減額を合わせまして、歳出合計1920万円の増額をするものでございます。また、これに対する歳入でございますが、1ページ戻っていただきまして、歳入事項別明細書1、2ページをお願いします。歳入、4款1項1目一般会計繰入金を1604万6000円の増額、5款1項1目繰越金を315万4000円増額し、合計で歳出と同額の1920万円の増額をお願いするものでございます。次の仕切りをお願いします。続いて議案第74号、令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1、2ページをお願いします。歳出、1款1項1目一般管理費を3万2000円の増額、2款1項1目農業集落排水新設費を560万円の減額、2款1項2目農業集落排水管理費を726万8000円増額し、合計170万円の増額をお願いするものでございます。総務管理費の一般管理費3万2000円の増額でございますが、これは人事異動に伴います職員給与費に係る増額でございます。次に

農業集落排水新設費でございます。農業集落排水新設事業の工事請負費560万円の減額でございますが、これは千代田中央処理区内において、住宅の造成の予定がございましたが、計画が中止されたため減額するものでございます。次に、農業集落排水管理事業の需用費727万8000円の増額であります。下水道事業と同様に電気代の見込み額が増えたことと、千代田、豊平各地域の処理施設にあります老朽化した機械器具等の修繕を行うものでございます。また、これに対する歳入でございますが、1ページ戻っていただきまして、歳入事項別明細書1、2ページをお願いします。歳入、4款1項1目一般会計繰入金を327万6000円の増額、5款1項1目繰越金を322万4000円の増額、7款1項1目農業集落排水債を480万円の減額、合計で、歳出と同額の170万円増額をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第75号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号について、保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。4款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費については、23万7000円を増額するものです。これは10月の介護報酬改定に伴う地域包括支援センターシステムの改修費となります。4款3項1目総合相談事業費を2万7000円、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費を3万3000円の増額については、いずれも人件費の調整となります。5款1項1目介護給付費準備基金積立金は1535万6000円を増額し、1550万7000円とします。3ページ、4ページをお願いします。7款1項1目第1号被保険者保険料還付金については、100万円を増額するもので、これは令和3年度の還付未済金を還付するものです。2目償還金については、4124万1000円を増額するもので、前年度の地域支援事業交付金の事業費精算によるものでございます。7款2項1目一般会計繰入金については、510万6000円を増額し、前年度の一般会計からの繰入金についての精算を行うものとなります。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目第1号被保険者保険料ですが、6万7000円増額するものです。これは歳出の地域支援事業分の増額補正に伴うものでございます。続きまして、3款2項1目調整交付金を1万2000円増額し、同じく2目地域支援事業交付金を7万2000円増額、次の4款1項2目地域支援事業支援交付金を6万4000円の増額で、いずれも歳出の補正に伴う公費等の負担割合分となります。次のページをお願いします。5款2項1目地域支援事業交付金については4万円を増額するもので、歳出の補正に伴う増額となります。7款1項3目地域支援事業繰入金は、4万2000円を増額する法定負担割合の公費分となります。7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、3054万2000円減額し、676万2000円とするものです。5ページ、6ページをお願いします。8款1項1目繰越金は9324万5000円を増額し、9542万2000円とするものです。以上で、保健課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第76号、令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号につきまして、農林課から説明申し上げます。電気事業特別会計予算、事項別明細書の歳出1ページ及び2ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費につきましては、職員手当等の補正を計上しております。次に4款1項1目の電気事業基金費につきましては、3万20

00円増額し、3万3000円とするものでございます。繰越金の一部を今後の機械修繕等に備えまして積立てを行うものでございます。続いて歳入を説明いたします。前に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書の1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項1目使用料を841万7000円減額し、7690万1000円とするものでございます。これは5月、6月におきまして、雨量が少なく発電量が例年に比べて少なかったため、電気使用料の減額補正を行うものでございます。次に、4款1項1目繰越金を841万7000円増額し、841万8000円とするものでございます。これは令和3年度事業の繰越金を計上するものでございます。以上で、農林課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第77号、令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号について、保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費については、788万1000円減額するものです。これは3診療所の職員給与等の人件費の調整になります。2目の訪問看護事業費は21万2000円減額するもので、職員手当等の人件費の調整となります。2款1項1目医療用機械器具費については、66万6000円増額するもので、雄鹿原診療所、八幡診療所でオンライン視覚確認機器を導入するものとなります。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。4款1項1目一般会計繰入金ですが、1017万4000円を減額するものです。これは歳出で説明しました職員の人件費によるものと、次の5款1項1目繰越金を1067万5000円を増額することによるものです。それぞれ3診療所の内訳は、2ページに記載のとおりとなります。6款2項1目雑入を49万9000円増額するものです。これは歳出で説明しましたオンライン視覚確認機器の導入に係る補助分となります。以上で、保健課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 議案第78号、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算第1号について、上下水道課からご説明申し上げます。別冊の令和4年度北広島町水道事業会計補正予算書第1号の6ページ、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算説明書をお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。資本的収入については、企業債の借入れを1000万円増額し、資本的支出については建設改良費を1328万円増額するものでございます。補正の理由につきましては、工事請負費の1188万円は、千代田工業団地に送水をしております加圧ポンプが1基経年劣化により故障したため、緊急取替えを行うものでございます。これと、千代田地域、丁保余原地区にアパートが増設されるに当たり配水管を延長するものでございます。次に、工具・器具備品の140万円でございますが、水道広域事業団による事業開始に向け、北広島事務所を開設するに当たり、備品等を購入するための費用をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、補正予算関係8議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

- 議長（湊俊文） 日程第33、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案集のほうへ戻っていただきまして、38ページをお願いします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦について説明します。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の方を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したいので、町議会の意見を求めるものです。候補者の住所、氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町中祖206番地、水野元さんです。よろしくお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、水野元さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、9月13日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 34分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~